

神奈川県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		2.4E-2	1.9E+0	1.7E+2	170.4
64	エトフェンプロックス	1.3E+2	4.0E+1	1.1E+2	3.8E+1	326.0
117	テブコナゾール				1.4E+1	14.1
139	トラロメリン			1.2E+1	4.7E+0	16.2
140	フェンプロパトリン			1.6E+1		15.9
153	テトラメリン	1.2E+3	2.8E+1	1.5E+3		2,665.4
181	ジクロロベンゼン	2.3E+3	6.0E+2			2,946.0
225	トリクロロホン		2.0E+1			20.4
248	ダイアジノン		1.9E+0			1.9
251	フェニトロチオン		4.8E+2	2.0E+1		496.4
252	フェンチオン	2.6E+1	1.8E+2	2.6E+1		234.5
256	デカン酸				2.4E-1	0.2
350	ペルメリン	2.2E+2	1.2E+2	2.3E+2	1.3E+2	702.8
405	ほう素化合物		2.2E+0	2.0E+2	6.6E+0	206.3
427	カルバリル			1.0E+3		1,049.5
428	フェノブカルブ			6.5E+2	4.1E+2	1,059.4
457	ジクロロボス	4.6E+2	2.1E+3			2,522.4
合 計		4.4E+3	3.5E+3	3.8E+3	7.7E+2	12448.0

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等